

北海道科学大学動物実験委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、動物実験等の実施に関する基本指針に基づく北海道科学大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構 成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 以下の条件より学長が指名する者
- (2) 委 員 以下の条件より学長が指名する者2名
 - ア 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - イ 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - ウ その他の学識経験を有する者

(任 期)

第3条 前条に掲げる者の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議または調査し、学長に報告または助言する。

- (1) 動物実験計画が指針等および動物実験規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること
- (3) 施設等および実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験、実験動物の適正な取扱いおよび関係法令等に関する教育訓練の内容または体制に関すること
- (5) 自己点検・評価に関すること
- (6) その他、動物実験の適正な実施のために必要と認める事項

(会 議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、構成員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、構成員総数の過半数以上から委員会招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代行する。

5 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、教育研究推進課がこれを行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経るものとする。

付 則

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。